

# 有料粗大ごみ処理券および有料ごみ処理券に関する廃棄物処理手数料返還要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 74 号  
改正 平成20年1月15日区長決定 要綱第 4 号  
改正 令和 6年3月11日部長決定 要綱第 85 号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第52条第7項および品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（以下「規則」という。）第39条に基づき有料粗大ごみ処理券または有料ごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）の交付を受けた者が、当該ごみ処理券にかかる廃棄物処理手数料の返還を行う場合の手続きについて、必要な事項を定め、もって円滑な事務の執行を図ることを目的とする。

## (返還の事由)

第2条 規則第39条第1項第5号に規定する「前各号に類する特別の事由があると区長が認めるとき」とは、次のとおりとする。

- ア 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた者が区外に転出したとき。
- イ 有料ごみ処理券の交付を受けた事業者が、その廃棄物の収集を区の許可を得ている一般廃棄物処理業者に委ねたとき。
- ウ 使用目的と異なる種類のごみ処理券の交付を受けたとき。
- エ 廃棄物処理手数料の改定により、既に交付を受けたごみ処理券と手数料改定後に交付されるごみ処理券との交換ができない特別の理由があるとき。

## (返還の決定権者)

第3条 清掃事務所長は、廃棄物処理手数料徴収事務受託者の店舗または事務所（以下「取扱所」という。）で交付したごみ処理券に係る廃棄物処理手数料について返還することができる。

## (返還の請求)

第4条 返還の請求は、廃棄物処理手数料返還請求書（規則第11号様式）に次の書類を添付して行う。

- ア 有料粗大ごみ処理券または有料ごみ処理券
  - イ 会計事務規則第80条に基づく口座振替依頼書（口座振替の方法による返還を希望しない者を除く。）
  - ウ 粗大ごみ処理手数料領収書または事業系一般廃棄物処理手数料領収書
- 2 清掃事務所長が前項ウに定める領収書を添付できない特別の理由があると認める場合は、理由書（第1号様式）をもって代えることができる。

## (返還の単位)

第5条 有料ごみ処理券の返還は、セット単位とする。ただし、返還申請が枚数でなされた場合は、1枚あたりの廃棄物処理手数料の額に枚数を乗じて得た額を返還することができる。

## (返還の方法)

第6条 返還の方法は、原則として会計事務規則第79条に基づく口座振替の方法で行うものとする。

### 付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

### 付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。